

香川県報



号 外

平成 16 年

3月31日(水曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

条 例

●香川県税条例の一部を改正する条例

（税 務 課） 二

本号で公布された条例のあらまし

香川県税条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第四十一号）

1 地方税法の一部改正により、狩猟者登録税と入猟税が統合され、狩猟税が創設されたこと、防災街区整備事業組合が法人県民税の納税義務者とされたこと、県民税株式等譲渡所得割の特別徴収義務者の対象が広げられたこと、防災街区整備事業組合等が防災街区整備事業の施行に伴い一定の要件を満たす不動産を取得した場合における不動産取得税の納税義務の免除措置が講じられたこと、夫と生計を一にする妻で一定の要件を満たすものに対する個人県民税均等割の非課税措置が廃止されたこと、住宅用の土地の取得に対する不動産取得税の減額措置に係る要件が緩和されたこと、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うこととした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は規則で定める日から、一部の規定は同年六月一日から施行する。

条 例

香川県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

香川県条例第四十一号

香川県条例の一部を改正する条例

香川県条例(昭和二十九年香川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 狩猟者登録税」を「第九節 削除」に、「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」

に改める。

第三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同条第二項第三号を次のように改める。

三 狩猟税

第四十条第一項第一号中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第四十条の五中「第二十七条の十第一項に規定する証券業者」を「第三十七条の十一の三第三項第

一号に規定する証券業者等」に改める。

第五十二条の十の十の次に次の三条を加える。

(防災街区整備事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の免除の申請)

第五十二条の十の十一 法第七十二条の二十七の四第十一項の規定による不動産取得税の免除を受け

ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 防災街区整備事業組合又は事業会社の住所及び名称

二 防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地にあつては、その所在、地番、地目及び地積

三 防災施設建築物にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

四 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の取得年月日

五 防災施設建築敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災街区整備事業組合にあつて

は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第四百十

四条第一項に規定する組合員(同法第四百五条に規定する参加組合員を除く。次条及び第五十

一条の十の十三において「組合員」といふ。)に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第

一号又は第七号に規定する者(次条及び第五十二条の十の十三において「権利者」といふ。)に

対する譲渡年月日

(防災街区整備事業の施行に伴う不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予の申告等)

第五十二条の十の十一 法第七十二条の二十七の四第十一項に規定する同条第十一項の規定の適用が

あるべき旨の申告は、次に掲げる事項を記載した申告書に、防災施設建築敷地又は個別利用区内の

宅地の取得にあつてはその取得の日から三年以内、防災施設建築物の取得にあつてはその取得の日

から六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては権利者に当該不

動産を譲渡することを証明するに足る書類を添付して、第四十七条第一項の規定により当該不動産

の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出してしなければならない。

一 防災街区整備事業組合又は事業会社の住所及び名称

二 防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地にあつては、その所在、地番、地目及び地積

三 防災施設建築物にあつては、その所在 家屋番号、種類、構造及び床面積
四 防災施設建築物、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の取得年月日
五 防災施設建築物、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては権利者に対する譲渡予定年月日

2 第五十一条の規定は、法第七十三条の二十七の四第十二項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

(防災街区整備事業の施行に伴つた不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付の申請等)
第五十二条の十三 法第七十三条の二十七の四第十二項の規定により不動産取得税に係る徴収金の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 防災街区整備事業組合又は事業会社の住所及び名称
 - 二 防災施設建築物又は個別利用区内の宅地にあつては、その所在、地番、地目及び地積
 - 三 防災施設建築物にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - 四 防災施設建築物、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の取得年月日
 - 五 防災施設建築物、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物の防災街区整備事業組合にあつては組合員に、事業会社にあつては権利者に対する譲渡年月日
 - 六 還付を受けるべき金額
- 2 第四十八条の二第二項の規定は、法第七十三条の二十七の四第十二項の規定による還付をする場

合について準用する。

第五十二条の十八中「申請書に、」の下に「当該施設が」を加え、「第十八条第三号の助成金の支給決定通知書の写し」を「第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した施設であること」に改める。

第五十二条の十九第一項中「申告書に、」の下に「当該施設が」を加え、「第十八条第三号の助成金に係る支給決定通知書の写し」を「第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて取得した施設であること」に改める。

第二章第九節を次のように改める。

第九節 削除

第九十六条から第九十九条まで 削除

第一百十一条第一項中「第七百条の十五第六項」を「第七百条の十五第八項」に改める。

第三章第三節を次のように改める。

第三節 狩猟税

(狩猟税の賦課期日)

第一百六条 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けける日とする。

(狩猟税の徴収の方法)

第一百七条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事において必要があると認められる場合には、普通徴収の方法によることができる。

(狩猟税の納期)

第一百八条 普通徴収の方法による狩猟税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(狩猟税の証紙の取扱)

附則中第二十五項を第二十六項とし、第二十四項を第二十五項とする。

第二十二項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項中「附則第十八項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十項中「附則第十八項」を「附則第十九項」に、「附則第二十三項及び第二十四項」を「

附則第二十四項及び第二十五項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十九項を附則第二十項

とする。

附則第十八項の前の見出しを削り、同項を附則第十九項とし、同項の前に見出しとして「(中小法人等に対する不均一課税)」を付する。

附則中第十七項を第十八項とし、第十六項の次に次の一項を加える。

(個人均等割の税率の特例)

17 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有する

ことにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町内に住所を有す

るものに対して課する個人の均等割の税率は、第三十四条の規定にかかわらず、五百円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四十条第一項第一号の改正規定は規

則で定める日から、第四百一条第一項の改正規定は同年六月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の附則第二十七項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後の不動

産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の附則第三十項及び第三十二項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税に適用し、

平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟者登録税に関する経過措置)

4 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例によ

る。

(人猟税に関する経過措置)

5 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する人猟税については、なお従前の例による。

(特別会計の設置に関する条例の一部改正)

6 特別会計の設置に関する条例(昭和三十九年香川県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「並びに地方税法」を「及び地方税法」に、「第二百五十八条第一項及び第七百条の五

第十四第一項」を「第七百条の六十九第一項」に改める。

(香川県証紙条例の一部改正)

7 香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「及び」に、「第二百五十八条第三項及び第七百条の五十四第一項」を「

第七百条の六十九第三項」に改める。

別表地方税法第二百五十八條第一項の証紙の項を削り、同表地方税法第七百条の五十四第一項の証紙の項中「第七百条の五十四第一項」を「第七百条の六十九第一項」に改める。

(香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正)

8 香川県中心市街地における県税の特別措置条例(平成十一年香川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「附則二十五項」を「附則二十六項」に改める。

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

9 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例(平成十四年香川県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「附則二十五項」を「附則二十六項」に改める。

平成十六年三月三十一日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(監 査 役 氏 名) 二 十 五 五 五 五

